

立川市における特定随意契約の公表に関する基準

第1 趣旨

この基準は、立川市が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）に係る事務手続について、立川市契約事務規則（昭和40年3月19日規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 発注の見通しに関する事項の公表

特定随意契約の発注見通しの公表は、特定随意契約で次に掲げる事項について、毎年度3月1日以後遅滞なく、委託等特定随意契約の発注見通し一覧表（第1号様式）により公表する。

- (1) 契約の名称、契約内容及び発注予定時期
- (2) 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (3) 所管課名

2 前項の公表は、毎年度10月1日を目途として、公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表する。

第3 契約締結に関する公表

契約締結状況の公表は、特定随意契約に係る次に掲げる事項について、契約締結後、委託等特定随意契約の契約締結状況一覧表（第2号様式）により、遅滞なく公表するものとする。

- (1) 契約の名称、契約内容、契約締結日、契約期間及び契約金額
- (2) 契約の相手方
- (3) 契約の相手方とした理由
- (4) 所管課名

第4 公表の方法

公表は、立川市市政情報コーナー及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

第 5 公表期間

第 2 及び第 3 に規定する公表は、当該契約の履行開始日の属する年度の 3 月 31 日まで行うものとする。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

年度 委託等特定随意契約の発注見通し一覧表

年 月 日公表

No.	契約の名称	契約内容	発注予定時期	契約の相手方の決定方法 及び選定基準	所管課名

※ 次年度の予算の成立を前提に公表しており、状況により変更する可能性があります。

